

7. 処理処分計画

(1) 中間処理及び最終処分計画

① 焼却処理施設

ごみ排出量の予測結果に基づいた必要最大処理能力は次のとおりとなります。

$$\text{必要最大処理能力} = \text{最大日平均処理量} \div \text{実稼働率} \div \text{調整稼働率}$$

よって、ごみ焼却施設における必要最大処理能力は、最大日平均処理量が 27.87 t/日（平成 30 年度）、実稼働率を 0.70、調整稼働率を 0.96 とすると、

$$\begin{aligned} \text{必要最大処理能力} &= 27.87 \text{ t/日} \div 0.70 \div 0.96 \\ &= 41.47 \text{ t/日} \div \underline{\underline{42 \text{ t/日}}} \text{ (30\%の余裕)} \end{aligned}$$

ごみ処理施設における必要最大能力の予測を表 3-7-1 に示します。

表 3-7-1 ごみ処理施設における必要最大能力の予測

【ごみ処理施設：現有処理能力 60 t/16h(平成31年度からは38 t/16h)】

単位：t/日

	焼却処理 対象ごみ量		実稼働率		調整稼働率		必要 処理能力
平成29年度	28.05	÷	0.70	÷	0.96	=	41.74
平成30年度	27.87	÷	0.70	÷	0.96	=	41.47
平成31年度	27.33	÷	0.70	÷	0.96	=	40.67
平成32年度	26.80	÷	0.70	÷	0.96	=	39.88
平成33年度	26.27	÷	0.70	÷	0.96	=	39.09
平成34年度	25.80	÷	0.70	÷	0.96	=	38.39
平成35年度	25.31	÷	0.70	÷	0.96	=	37.66
平成36年度	24.84	÷	0.70	÷	0.96	=	36.96
平成37年度	24.73	÷	0.70	÷	0.96	=	36.80
平成38年度	24.29	÷	0.70	÷	0.96	=	36.15
平成39年度	24.20	÷	0.70	÷	0.96	=	36.01
平成40年度	23.78	÷	0.70	÷	0.96	=	35.39
平成41年度	23.69	÷	0.70	÷	0.96	=	35.25
平成42年度	23.30	÷	0.70	÷	0.96	=	34.67
平成43年度	23.22	÷	0.70	÷	0.96	=	34.55

新ごみ処理施設が供用開始する予定の平成 31 年度からは、平成 34 年度までは計画処理能力を超える予測となっているため、延長運転にて対応するものとします。それ以降は必要処理能力が計画処理能力を下回ることから計画通りの処理を進めていき、平成 43 年度においては 10% 程度の余裕を見込むことができます。ただし、ごみの排出抑制状況や観光客の入り込み数により大きく変動することが考えられるので、定期的に見直す必要があります。

② 一般廃棄物最終処分場

ごみ排出量の予測結果に基づいた平成 43 年度までの必要埋立容量の予測を表 3-7-2 に示します。

平成 43 年度における必要埋立容量は、焼却残渣量が 83m^3 、不燃残渣量が 133m^3 、粗大不燃量が 30m^3 、側溝泥量が 203m^3 であり、覆土を含めた埋立量は 505m^3 と見込まれます。

平成 29 年度から平成 43 年度までの必要埋立容量は $8,040\text{m}^3$ と見込まれます。

また、平成 43 年度までの焼却残渣の委託処理量の予測を表 3-7-3 に示します。平成 43 年度における委託処分量は、焼却灰が 478 t、飛灰が 131 t、資源化量が 190 t と見込まれます。

なお、焼却残渣の処分量に関しては、新ごみ処理施設が稼働後、処分量が変更になるものと想定されますので、適宜見直しが必要となります。

表3-7-2 必要埋立容量の予測

	焼却残渣 ^{※1} (t/日)	焼却残渣 (t/年)	焼却残渣 (m ³ /年)	焼却残渣 (t/日)	不燃残渣 (t/年)	不燃残渣 (m ³ /年)	不燃残渣 (t/日)	粗大不燃 (t/日)	粗大不燃 (t/年)	粗大不燃 (m ³ /年)	側溝泥 (t/日)	側溝泥 (t/年)	側溝泥 (m ³ /月)	側溝泥 (t/年)	年間埋立量 (t/年)	年間埋立量 (m ³ /年)	覆土量 (t/年)	覆土量 (m ³ /年)	埋立総量 (t/年)	埋立総量 (m ³ /年)	埋立総量 (m ³)
平成29年度	0.34	124	101	0.61	223	181	0.09	33	27	27	0.69	250	203	630	512	102	64	732	576	576	
平成30年度	0.33	120	98	0.60	219	178	0.09	33	27	27	0.69	250	203	622	506	101	63	723	569	1,145	
平成31年度	0.33	120	98	0.60	219	178	0.09	33	27	27	0.69	250	203	622	506	101	63	723	569	1,714	
平成32年度	0.32	117	95	0.58	212	172	0.09	33	27	27	0.69	250	203	612	497	99	62	711	559	2,273	
平成33年度	0.31	113	92	0.56	204	166	0.09	33	27	27	0.69	250	203	600	488	98	61	698	549	2,822	
平成34年度	0.31	113	92	0.55	201	163	0.09	33	27	27	0.69	250	203	597	485	97	61	694	546	3,368	
平成35年度	0.30	110	89	0.53	193	157	0.09	33	27	27	0.69	250	203	586	476	95	59	681	535	3,903	
平成36年度	0.30	110	89	0.51	186	151	0.09	33	27	27	0.69	250	203	579	470	94	59	673	529	4,432	
平成37年度	0.30	110	89	0.51	186	151	0.09	33	27	27	0.69	250	203	579	470	94	59	673	529	4,961	
平成38年度	0.28	102	83	0.50	183	149	0.09	33	27	27	0.69	250	203	568	462	92	58	660	520	5,481	
平成39年度	0.28	102	83	0.49	179	146	0.10	37	30	30	0.69	250	203	568	462	92	58	660	520	6,001	
平成40年度	0.28	102	83	0.48	175	142	0.10	37	30	30	0.69	250	203	564	458	92	58	656	516	6,517	
平成41年度	0.28	102	83	0.47	172	140	0.10	37	30	30	0.69	250	203	561	456	91	57	652	513	7,030	
平成42年度	0.28	102	83	0.45	164	133	0.10	37	30	30	0.69	250	203	553	449	90	56	643	505	7,535	
平成43年度	0.28	102	83	0.45	164	133	0.10	37	30	30	0.69	250	203	553	449	90	56	643	505	8,040	

※1 焼却残渣発生見込み量から焼却灰溶化見込み量と養肥成分見込み量を除いた値である。

注) 焼却残渣、不燃残渣、粗大不燃、側溝泥の体積換算係数は、1.23t/m³とした。また、覆土量は埋立量の20.0%として計算し、体積換算係数は、1.60t/m³とした。

表 3 - 7 - 3 委託処分量及び資源化量の予測

	焼却灰 ^{※1} (委託処分) t/日	焼却灰 (委託処分) t/年	飛灰 ^{※1} (委託処分) t/日	飛灰 (委託処分) t/年	焼却灰 (資源化) t/日	焼却灰 (資源化) t/年	委託処分・ 資源化処理 計 t/年
平成 29 年度	1.59	580	0.43	157	0.62	226	963
平成 30 年度	1.58	577	0.43	157	0.62	226	960
平成 31 年度	1.55	566	0.42	153	0.61	223	942
平成 32 年度	1.51	551	0.42	153	0.60	219	923
平成 33 年度	1.49	544	0.40	146	0.59	215	905
平成 34 年度	1.46	533	0.40	146	0.57	208	887
平成 35 年度	1.44	526	0.39	142	0.56	204	872
平成 36 年度	1.41	515	0.38	139	0.55	201	855
平成 37 年度	1.40	511	0.38	139	0.55	201	851
平成 38 年度	1.38	504	0.38	139	0.54	197	840
平成 39 年度	1.37	500	0.38	139	0.54	197	836
平成 40 年度	1.35	493	0.37	135	0.53	193	821
平成 41 年度	1.34	489	0.37	135	0.53	193	817
平成 42 年度	1.32	482	0.36	131	0.52	190	803
平成 43 年度	1.31	478	0.36	131	0.52	190	799

※1 焼却残渣における委託処理の割合の直近過去3年間の平均値（焼却灰：87.04%、飛灰：81.68%）を焼却残渣の排出見込み量に乗じた値である。また、焼却灰と飛灰の排出見込み量は、過去5年間の発生割合の平均値（焼却灰：77.52%、飛灰：22.48%）を焼却残渣の排出見込み量に乗じた値である。

8. ごみ処理施設の整備に関する事項

平成 43 年度までのごみ処理状況を考えると、収集・運搬は現況の体制を用いて運営を行うことができると想定されます。

また、中間処理施設に関しては、平成 31 年度からは特別目的会社（SPC）と 20 年間の長期運営業務委託により運営・管理されることとなっています。運営・管理の主体は特別目的会社となりますが、適正な運営・管理が行われているかどうかをモニタリングして、適正に施設の運営・管理が行われているか専門家を交えて確認していく必要があります。

最終処分場に関しては、適正かつ合理的な運営を行うことで施設の延命化を図りながら、次期の最終処分場の整備について検討することが必要であると思われまます。

(1) 最終処分場の維持管理

本市の最終処分場は供用開始から 36 年以上が経過し、経年劣化による機器の故障が増えることが予想されます。また、埋立の進捗による浸出水処理施設への負荷の増大が考えられるため、主要な設備については、定期点検の結果をもとにして早めの補修を行うとともに、関連設備の不具合が主要設備の不具合を誘発しないように補修を行っていきます。

(2) 将来の最終処分場整備方針と整備に係る事務手続きの検討

最終処分場の建設にあたっては、建設用地の選定・購入交渉、建設まで

の準備（住民説明・同意の取得や環境アセスメントの実施）を経て建設工事着工となり、新たな処理施設が供用開始となるまで8年程度と長期間にわたるプロジェクトとなります。

最終処分場は、平成28年度末における残容量が約11,000m³となっており、平成43年度における残容量は約3,000m³となることが予測されます。現状の埋立容量で推移していくとすれば、平成48年度～49年度には埋立処分が終了することが見込まれますが、災害等が起こった場合には、それより早い時期での埋立終了も予測されます。したがって、計画的に将来の最終処分場整備に対する必要な計画・調査等を進めていく必要があります。

最終処分場における今後の整備としては、埋立処分が平成48年度～49年度に完了することが見込まれるため、平成49年度～50年度において最終覆土を実施する必要があります。これにより、処分場に降った雨水の7割程度を排除することができ、浸出水処理施設の処理負荷を低減することができます。

(3) 堆肥化処理施設整備の検討

平成24年度より生ごみ堆肥化処理に関する実証実験を継続的に実施しており、堆肥化処理する処理対象物や堆肥の利用先等について検討してきました。

今後、堆肥化処理施設を整備するに当たり、検討しなければならない項目は次のとおりです。

① 焼却処理と堆肥化処理における費用対効果

新ごみ処理施設で焼却処理する場合と堆肥化処理する場合の運営費（建設費、維持管理費等）を比較し、焼却処理する場合と比較して費用対効果が得られるかどうかを検討する必要があります。

② 堆肥の利用先もしくは使用方法

堆肥化処理施設を整備した場合、堆肥の利用先もしくは使用方法により堆肥のストックヤードの整備規模が大きく異なります。

例えば、堆肥の利用先が田んぼや畑になると、堆肥を使用する時期が年2回程度になるものと想定されます。

4 生活排水処理基本計画

1. 基本方針

(1) 生活排水処理に係る理念、目標

生活環境の保全と公衆衛生の向上を図る上で、生活排水処理対策を計画的に推進していくことが重要な課題となっています。本市においてもその対策の必要性が深く認識され、先見性をもって計画を立案・実施し、生活排水の適切な処理を行っていくことが重要であると考えています。

(2) 生活排水処理施設整備の基本方針

- ① 市街化区域の生活排水処理は、下水道による処理を中心とします。本市では引き続き計画的な下水道整備事業の推進を図ります。
- ② 農業振興地域の生活排水処理は、農業集落排水施設による処理を中心とします。本市では、2地区において農業集落排水施設により処理を行っています。
- ③ 下水道の整備対象地域以外の地域では、合併処理浄化槽による処理を中心とします。
- ④ し尿、浄化槽汚泥及び農業集落排水汚泥は、下水処理場で処理します。本市では、市が管理・運営する下水処理場において、将来にわたり安定して安全に処理が継続できるよう、必要に応じた適切な整備を行います。

(3) 計画目標年次

計画目標年次は、平成29年度から平成43年度の15年間としますが、中期計画目標年次として平成29年度から平成34年度の6年間を設定します。

(4) 計画対象地域

本市の全域

(5) 本計画の位置付け

本計画の位置付けを図4-1-1に示します。

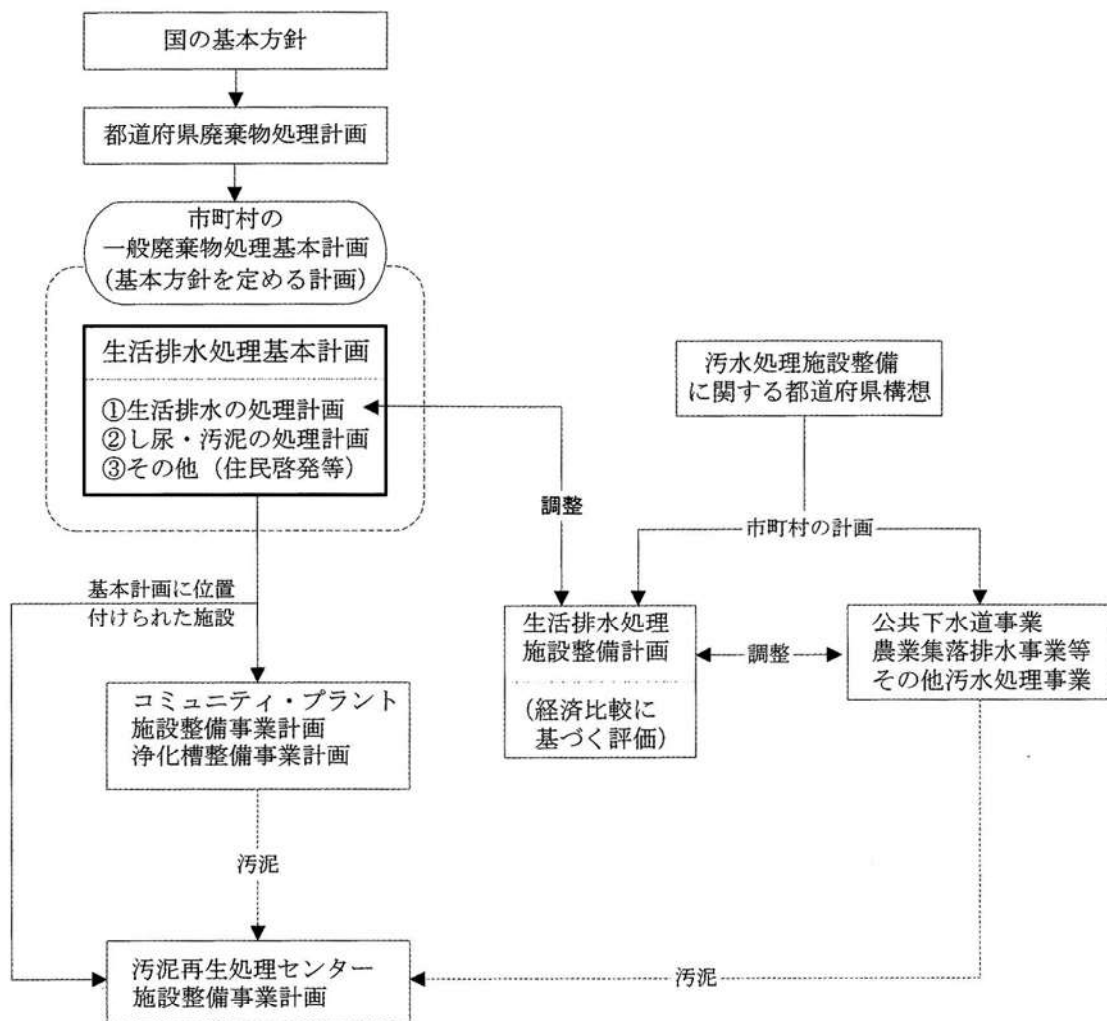


図 4 - 1 - 1 生活排水処理基本計画の位置付け

2. 生活排水処理の現況

(1) 生活排水処理体系の状況

し尿処理は、合併・単独処理浄化槽、公共下水道及び農業集落排水施設によって行われています。また、生活雑排水処理は、合併処理浄化槽、公共下水道及び農業集落排水施設によって行われています。

本来、生活排水の適正処理とは、し尿と生活雑排水を同時に処理する「合併処理」であります。本市における合併処理は、平成 28 年 3 月末で計画処理区域内人口の 88.8%となっており、残りの 11.2%は生活雑排水を未処理で公共用水域へ排出している状況であります。

本市における下水道は、特定環境保全公共下水道を順次整備する計画であります。

本市における農業集落排水施設の整備は、2 地区で供用を開始していません。

浄化槽については、下水道の整備区域以外の区域において汲み取り便槽や単独浄化槽から合併処理浄化槽へ切替と普及を計画的に進めており、今後も合併処理浄化槽の設置基数が増加するものと考えられます。合併処理浄化槽の処理水については、排水路等を通して公共用水域に放流し、清掃汚泥については本市が運営・管理する下水処理場に搬入し処理していくものとしします。

本市の生活排水の処理フローを図 4-2-1 に示します。

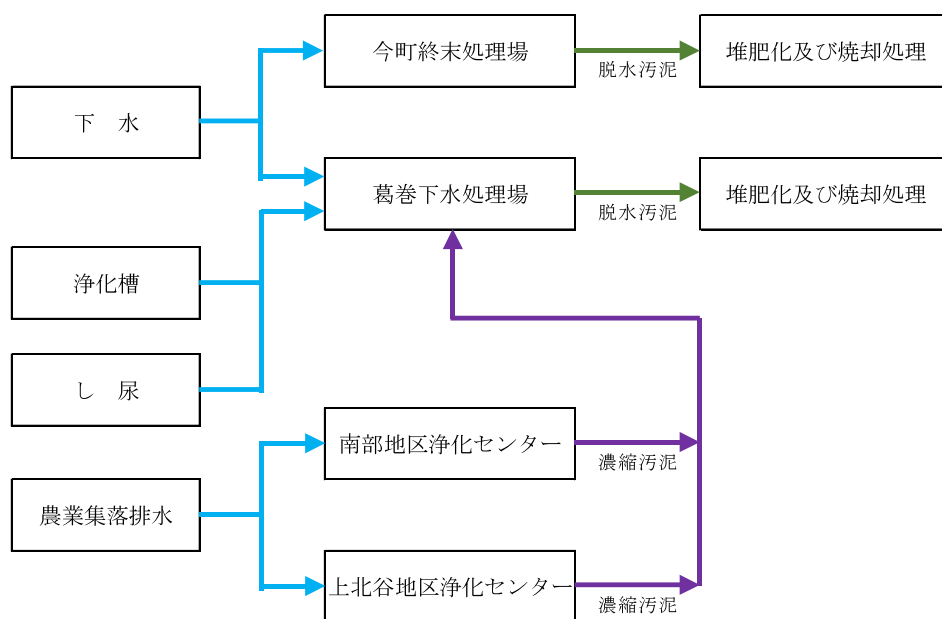


図 4-2-1 生活排水の処理フロー

(2) 生活排水処理形態別人口

平成 19 年度から平成 28 年度の処理形態別人口を図 4-2-2 に示します。

① 合併処理浄化槽人口

合併処理浄化槽人口はやや増加しており、平成 29 年 3 月末で 999 人です。

② 下水道人口

整備区域の拡大に伴い処理人口は年々増加しており、平成 29 年 3 月末の下水道人口は 32,337 人です。

③ 農業集落排水施設人口

処理人口は人口減によりやや減少傾向となっており、平成 29 年 3 月末の農業集落排水施設人口は 3,109 人であります。

④ 単独処理浄化槽人口

単独処理浄化槽人口は、下水道等の普及に伴い減少しており、平成 29 年 3 月末の単独処理浄化槽人口は 3,185 人であります。

⑤ し尿収集人口

し尿収集人口は、住民の水洗化志向の影響により毎年減少しており、平成 29 年 3 月末のし尿収集人口は 1,416 人であります。

⑥ し尿自家処理人口

平成 29 年 3 月末では自家処理人口はいません。

⑦ その他の処理人口

その他の処理人口はいません。

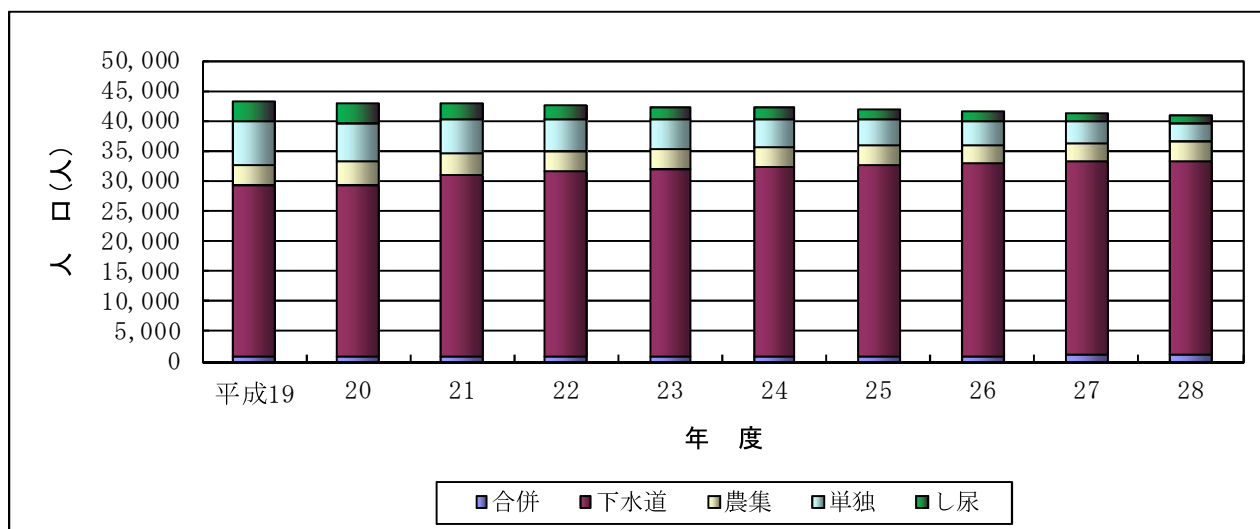


図 4 - 2 - 2 生活排水処理形態別人口の推移

(2) し尿・汚泥の排出状況

過去 5 年間（平成 24 年度～平成 28 年度）の年間収集実績を図 4 - 2 - 3 に示します。

年間収集量は、し尿は年々減少し、浄化槽汚泥は増減があるものの全体的には減少傾向を示しており、合計量としても減少しています。平成 28 年度には、総収集量が 4,919 kℓ/年（13.5 kℓ/日）、し尿量が 1,094 kℓ/年

(3.0 kℓ/日)、浄化槽汚泥量が 3,825 kℓ/年 (10.5 kℓ/日) となっており、計画処理量 40 kℓ/日に対して 33.7%となっています。

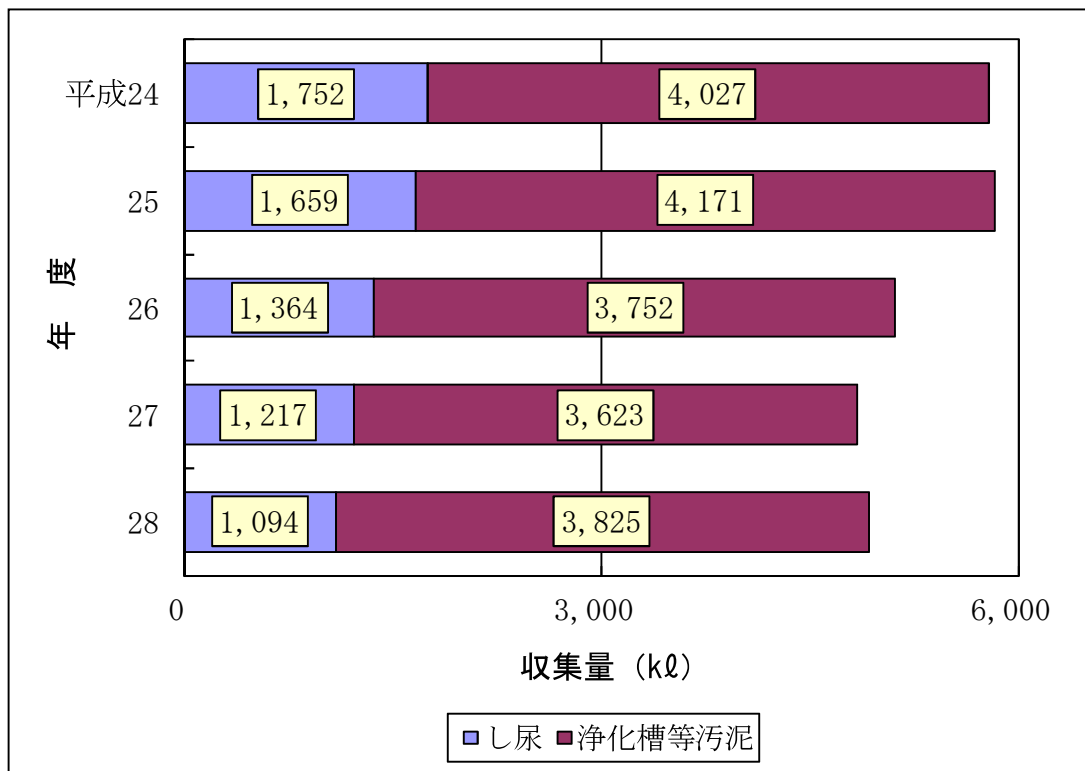


図 4 - 2 - 3 し尿及び浄化槽汚泥収集量の推移

3. 生活排水の発生量及び処理量の見通し

(1) 計画処理区域内人口の実績と将来予測

本市における計画処理区域人口の実績と将来予測人口を図 4 - 3 - 1 に示します。

目標年度である平成 43 年度における人口の見込みは、37,639 人であり、緩やかな減少傾向にて推移していくものと想定されます。なお、中間目標年度の平成 34 年度においては 39,719 人と見込まれます。

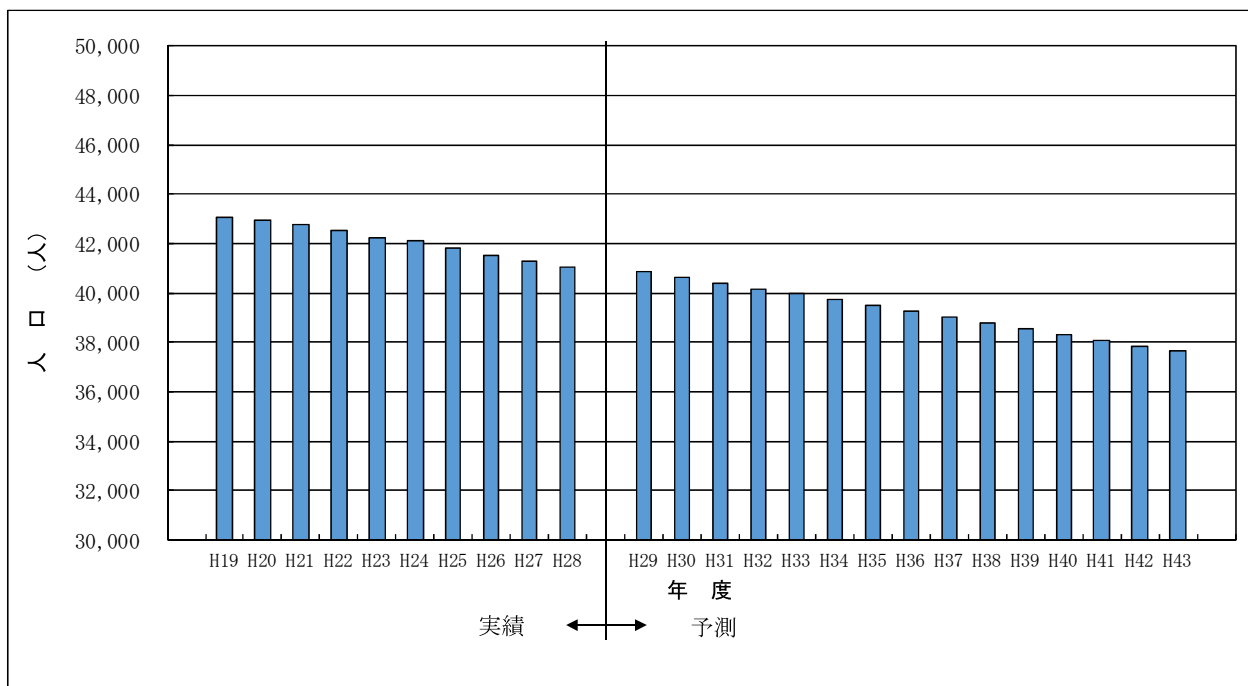


図 4 - 3 - 1 計画処理区域人口の実績と将来予測

(2) 行政区域内における処理形態別人口の予測

過去の実績に基づき、厚生省監修のごみ処理施設構造指針解説による 7 法の推計方法を用いて、将来の生活排水処理形態別人口の予測を行い、その値を本市の処理形態別人口とします。

図 4 - 3 - 2 に本市における生活排水処理形態別人口の見込みを示します。

目標年度である平成 43 年度及び中間目標年度である平成 34 年度における処理形態人口の見込みは、次のとおりとなります。

【目標年次：平成 43 年度】

- ① コミュニティ・プラント人口 0 人
- ② 合併処理浄化槽人口 1,185 人
- ③ 下水道人口 32,457 人
- ④ 農業集落排水人口 2,906 人
- ⑤ 単独処理浄化槽人口 801 人

⑥	し尿収集人口	290 人
⑦	自家処理人口	0 人
⑧	計画処理区域外人口	0 人

【中間目標年次：平成 34 年度】

①	コミュニティ・プラント人口	0 人
②	合併処理浄化槽人口	1,104 人
③	下水道人口	32,975 人
④	農業集落排水人口	3,063 人
⑤	単独処理浄化槽人口	1,864 人
⑥	し尿収集人口	713 人
⑦	自家処理人口	0 人
⑧	計画処理区域外人口	0 人

合併処理浄化槽人口がほぼ横ばいで推移するほかは、各処理形態において人口の一時的な増減はあるものの、全体としては処理形態人口が減少することが予測されます。特に単独処理浄化槽人口とし尿収集人口が著しく減少するものと予測されます。

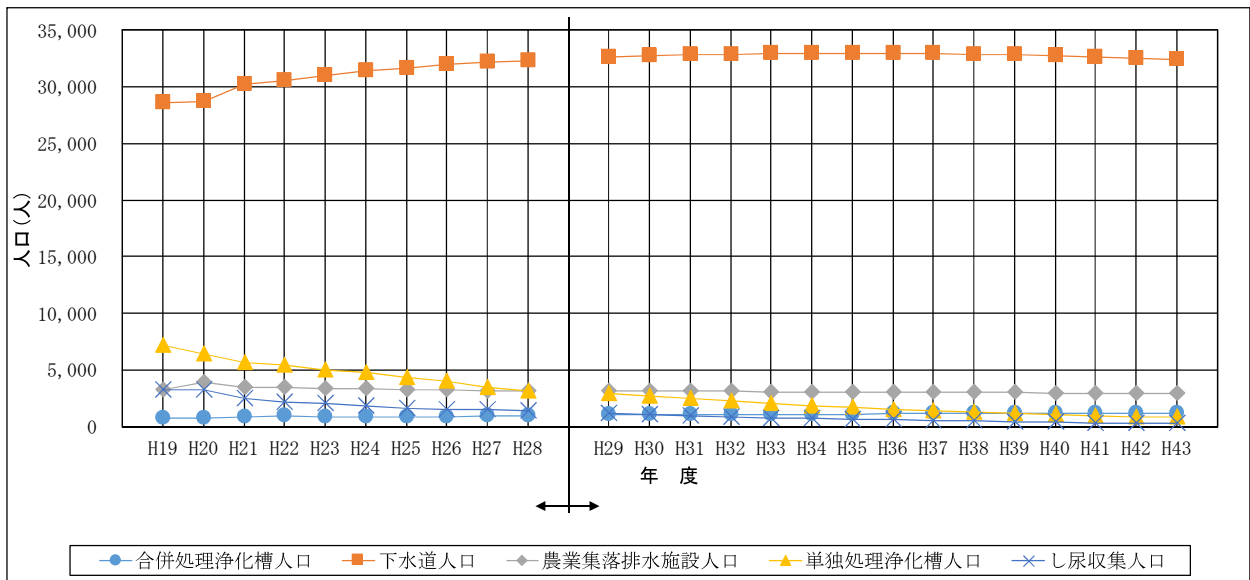


図 4 - 3 - 2 生活排水処理形態別人口の見込み

4. し尿、汚泥の排出量の予測

将来のし尿及び浄化槽汚泥排出量の見込みを図 4 - 4 - 1 に示します。

また、将来の排出量を算出する基礎数値となるし尿、単独処理浄化槽及び合併処理浄化槽の計画一人一日平均排出量は、過去 5 年間の平均値を用いて次のとおり設定します。

浄化槽汚泥	: 2. 1 9 ℓ/人/日
し 尿	: 2. 4 3 ℓ/人/日

目標年度である平成 43 年度におけるし尿及び浄化槽汚泥排出量の見込みは浄化槽汚泥量で 4.3kℓ/日、し尿収集量で 0.7kℓ/日であり、合計 5.0kℓ/日と予測されます。

また、中間目標年度である平成 34 年度では浄化槽汚泥量で 6.5kℓ/日、し尿収集量で 1.7kℓ/日、合計で 8.2kℓ/日と予測され、し尿・汚泥の排出量は年々減少していくものと予測されます。

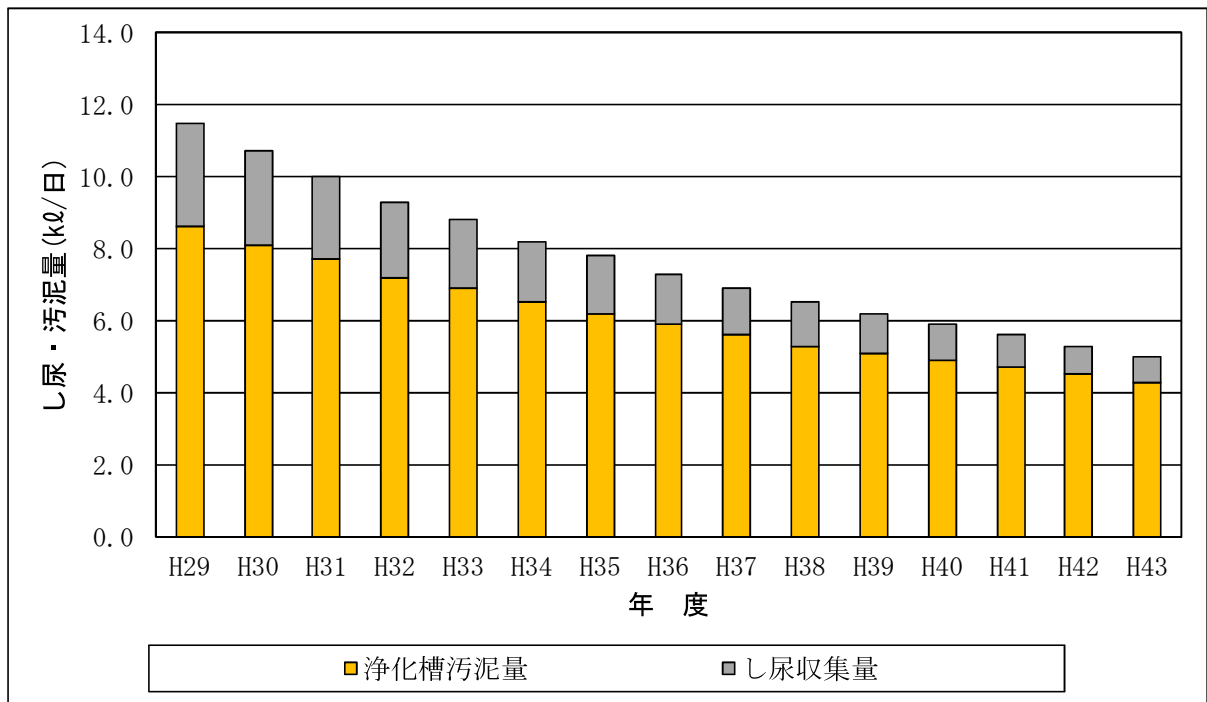


図 4 - 4 - 1 し尿及び浄化槽汚泥排出量の見込み

5. 生活排水の処理計画

(1) 処理の目標

基本方針に掲げた理念、目標を達成するために、できるだけ多くの生活排水を処理できるようにすることを目標として、本市の実情に対応した処理施設の整備を推進するとともに、し尿、浄化槽汚泥については効率的な収集・運搬体制を維持するものとします。

現在及び目標年度(平成 43 年度)における生活排水処理形態別の人口内訳は、表 4 - 5 - 1 に示すとおりであります。なお、中間目標年次として平成 34 年度を設定します。

表 4 - 5 - 1 現在及び目標年次における生活排水処理

1) 生活排水の処理目標

区 分	年 度	現 在 (平成28年度)	中間目標年次 (平成34年度)	目 標 年 次 (平成43年度)
生活排水処理率		88.8 %	93.5 %	97.1 %

2) 人口の内訳

区 分	年 度	現 在 (平成28年度)	中間目標年次 (平成34年度)	目 標 年 次 (平成43年度)
1. 行政区域内人口		41,046 人	39,719 人	37,639 人
2. 計画処理区域内人口		41,046 人	39,719 人	37,639 人
3. 水洗化・生活雑排水処理人口		36,445 人	37,142 人	36,548 人

3) 生活排水の処理形態別内訳

区 分	年 度	現 在 (平成28年度)	中間目標年次 (平成34年度)	目 標 年 次 (平成43年度)
1. 計画処理区域内人口		41,046 人	39,719 人	37,639 人
2. 水洗化・生活雑排水処理人口		36,445 人	37,142 人	36,548 人
(1) コミュニティ・プラント人口		0 人	0 人	0 人
(2) 合併処理浄化槽人口		999 人	1,104 人	1,185 人
(3) 下水道人口		32,337 人	32,975 人	32,457 人
(4) 農業集落排水施設人口		3,109 人	3,063 人	2,906 人
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)		3,185 人	1,864 人	801 人
4. 非水洗化人口		1,416 人	1,441 人	290 人
(1) し尿収集人口		1,416 人	713 人	290 人
(2) 自家処理人口		0 人	0 人	0 人
5. 計画処理区域外人口		0 人	0 人	0 人

(2) し尿及び汚泥の収集・運搬・処理・処分計画

① 現 況

本市で発生するし尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬は、し尿収集を委託業者 1 社で、浄化槽汚泥収集を許可業者 2 社で行っており、収集したし尿及び浄化槽汚泥は、本市が運営・管理する葛巻下水処理場で処理を行っています。

葛巻終末処理場は、昭和 44 年の設置で、設置後 40 年以上を経過しています。計画的に補修・工事等を行い、運転管理を継続的に行っていますが、主要設備の老朽化が著しく、修繕のための費用がかかる状態であります。従って、施設の老朽化や浄化槽汚泥量の増加に対する対応を勘案して運営・管理方法を検討します。

② し尿・浄化槽汚泥の排出状況

生活排水の処理形態内訳に基づいた年平均のし尿・浄化槽汚泥の排出状況を表4-5-2に示します。

表4-5-2 し尿・浄化槽汚泥の排出状況

区 分 項 目	現 在 (平成28年度)	中間目標年次 (平成34年度)	目 標 年 次 (平成43年度)
浄 化 槽 汚 泥 量	10.5 kℓ/日	6.5 kℓ/日	4.3 kℓ/日
し 尿 収 集 量	3.0 kℓ/日	1.7 kℓ/日	0.7 kℓ/日
合 計	13.5 kℓ/日	8.2 kℓ/日	5.0 kℓ/日

注) 中間目標年次及び目標年次の原単位は、過去5年間の平均から、浄化槽汚泥 2.19 ℓ/人/日、し尿収集 2.43 ℓ/人/日とした。

③ 収集・運搬計画

ア. 収集・運搬計画に関する目標

本市で発生するし尿及び浄化槽汚泥を衛生的に処理するため、収集量の変動に対応すべく収集体制の効率化、円滑化を図ることを目標とします。

イ. 収集区域の範囲

本市全域を収集対象区域とします。

ウ. 収集・運搬の方法及び量

a. 収集・運搬の実施体制

今回の基本計画における収集量の予測結果から、し尿収集量は減少傾向を、浄化槽汚泥は微減傾向を示していることから、収集・運搬については、当面現行通りの委託及び許可業者で行うものとします。

委託業者若しくは許可業者により収集されたし尿及び浄化槽汚泥は本市が管理・運営している葛巻終末処理場へ搬入します。

b. 収集・運搬機材

バキューム車による収集・運搬方式とします。

c. 収集方法

し尿の収集は申込方式により行い、申込状況に応じて計画的に収集を行うものとします。

浄化槽汚泥等の収集については、収集業者と点検業者が協力して

収集計画を策定し、行うものとします。

d. 施設搬入時間帯

施設への搬入時間帯は、平日の8:30~16:30とし、土・日曜日、祝祭日は搬入しないものとします。

e. 収集・運搬対象物

計画収集区域内から収集されるし尿、浄化槽汚泥（合併処理浄化槽汚泥及び単独処理浄化槽汚泥）及び農業集落排水汚泥の全量とします。

④ 中間処理計画

ア. 中間処理に関する目標

中間処理の目標は、処理対象物の変動に十分に対応できる中間処理施設として機能するように整備し、適正処理を継続して行えることを目標とします。

イ. 中間処理の方法及び量

a. 中間処理対象物

計画収集区域内から収集されるし尿、浄化槽汚泥及び農業集落排水施設から発生する汚泥とします。

b. 処理方法

し尿及び浄化槽等汚泥は、葛巻終末処理場に搬入し、計画処理水質まで処理を行います。なお、処理工程からの発生汚泥の処理は、現状通り脱水後、堆肥化または焼却処理を行います。

c. 中間処理量

収集されたし尿及び浄化槽等汚泥の全量とします。

d. 中間処理施設

中間処理施設は、本市が運営・管理する葛巻下水処理場とします。

⑤ 運転管理計画

ア. 施設の運転・管理主体

葛巻終末処理場の運転及び管理は本市が行うものとします。

イ. 施設の運転計画

設備・装置の定期的な点検及び補修等を十分考慮して、円滑で効率的な運転計画を検討します。

ウ. 維持管理計画

施設の機能を十分に発揮して、住民生活に支障をきたすことのない

よう万全の体制を確立します。

⑥ 最終処分計画

ア. 最終処分に関する目標

処理工程から発生する最終残渣物（し渣及び汚泥）を適正に処分することを目標とします。

イ. 最終処分の方法

し渣は、ごみ処理場にて焼却処理した後に埋立処分し、脱水汚泥は、堆肥化处理または民間施設により焼却処理を行うことを原則とします。